

ウィキペディア

関所

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

関所（せきしょ）とは、交通の要所に設置された、徴税や検問のための施設である。単に**関**（せき）とも。陸路（街道）上に設置された関所は「道路関」、海路に設置された関所は「海路関」とも呼ばれる。陸路では、峠や河岸に設置されることが多い。

目次

中国の関所

春秋戦国時代

漢代

ヨーロッパの関所

日本の関所

古代

中世

近世

近世の関所

江戸幕府の検問

関所の廃止

脚注

参考資料

関連項目



関所の冠木門様式の門（石部宿場の里にて）



神聖ローマ帝国がライン川の通行料を徴収するために建設したプファルツ城

中国の関所

春秋戦国時代

春秋戦国時代には秦の孝公により函谷関が建設された^[1]。函谷関は「天下第一関」や「秦函谷関」とも称される中国で最も古い関所である^[1]。楚漢戦争において項羽軍により破却された（のちに復元）^[1]。

漢代

漢代には武帝がシルクロードの拠点に玉門関や陽関を設置した。

ヨーロッパの関所

中世から近世にかけて、**toll castle**（ドイツ語: Zollburg）と呼ばれる関所を山道、国境、水路などの交通の要衝に置き、武装した兵士を配属して通行税を徴収していた。神聖ローマ帝国でよく見られた。これらの城は、大抵国境警備などの役割も兼ねていた。

例

- オーストリア：アグスタイン城、アッシャッハ・アン・デア・ドナウ、ホーエンヴェルフェン城
- フランス：アヌシー城、シャトーヌフ＝デュ＝パプ
- ドイツ：ネコ城、Maus Castle、プファルツ城、リューデスハイム・アム・ライン、Scherenburg Castle、シュタールエック城
- イタリア:ポン＝サン＝マルタン (イタリア)、Reifenstein Castle、Sarriod de la Tour Castle、ヴァレージョ・スル・ミンチョ
- スロバキア：ストレチュノ城
- スイス：シヨン城

日本の関所

古代

飛鳥時代の**646**年（大化**2**年）、改新の詔に「関塞」（せきそこ）を置くことが記されており、これが日本における関所の始まりと考えられている。もっとも改新の詔の内容には疑問も持たれており、確実に存在したと言えるのは天智天皇の時代のこととされ、壬申の乱の時に鈴鹿関を守る関司が大海人皇子（後の天武天皇）方についていたことが知られている（『日本書紀』天武天皇元年**6**月壬申条）^[2]。この戦いで勝利した天武天皇は、乱後に大和国と河内国の国境にある龍田山と大坂山に関を設けた（『日本書紀』天武天皇**8**年**11**月是月条）^[3]。

東海道の鈴鹿関、東山道の不破関、北陸道の愛発関が畿内を防御するために特に重視され、これを**三関**という。鈴鹿峠から東は、東国または関東と呼ばれた。平安時代中期以後は、愛発関に代わり、逢坂関が三関になった。

三関のほか、東海道の駿河・相模両国境には足柄関、同じく東海道の常陸・陸奥両国境には勿来関、東山道の信濃・上野両国境には碓氷関、同じく東山道の下野・陸奥両国境には白河関、北陸道の越後・出羽両国境には念珠関がそれぞれ設置された。このうち、念珠関・白河関・勿来関を「奥羽三関」という。更に衛禁律には摂津関と長門関の規定があり、それぞれ難波津と関門海峡に設置されていたと考えられている^[3]。また、長門関の対岸である豊前国にも門司（後に地名化されて、門司関とも呼ばれる）が設置されていた^{[3][4]}。

この他にも中央政府もしくは国司によって交通上の要所に小規模または臨時の関所が設けられる場合があり、これらは割（せき）とも呼ばれた^[3]。

律令制における関は全ての公民を本貫地の戸籍に登録して勝手な移動を規制する「本貫地主義」を維持するために必要な浮浪の阻止、中央で発生した謀反の関係者の逃亡の阻止、政府に不都合な情報（謀反の計画・実行者による地方への命令を含む）が関所の外に漏れないように阻止する情報統制の役割を果たしたと考えられている。官民が私用上の必要があつて関所を越える際には、所属する官司・国司・郡司に対して過所の交付を受けて関に提出する必要があつた^[2] ^[3]。

中世

中世には、朝廷や武家政権、荘園領主・有力寺社などの権門勢家がおのおの独自に関所を設置し、関銭（通行税）を徴収した^[5]。室町時代には京都七口関が設置され、京都に入るにはいずれかの関所を通行せざるを得ない状況が生まれた。

関所は中世の交通における最大の障害であつたが、同時に関所を設置した勢力は関銭を納めた通行者に対して通行の安全を保護する義務を負った。関銭は設置した側にとっては金儲けの手段としての側面と通行の安全保証に対する札銭としての側面の両面があつた。これは水上における海賊衆の警固料と同様の意味を有していた。

戦国時代には、各地の戦国大名が領国の一元支配を強めた結果、多様な主体が銘々に設置する関所は否定され、次第に減少していった。天下統一事業を遂行した織田信長は、関所の廃止を徹底して実施した^[7]。

例えば、新郷川俣関所は利根川の渡し場を拠点に築いたものであったが、下流にあった利根川の房川渡場に置かれた房川渡中田関所、水戸街道の江戸川の渡し場に置かれた金町松戸関所、その下流の小岩市川関所と同様にその通過を取り締まった^[21]。

関所の廃止

1869年（明治2年）に明治政府によって廃止された。

脚注

- ↑ ^{*a b c*} 函谷関
(http://www.jtb.co.jp/kaigai_guide/china/people's_republic_of_china/XNI/120166/index.html)
JTB
- ↑ ^{*a b*} 松原弘宣「関の情報管理機能と過所」（『日本古代の交通と情報伝達』（汲古書院、2009年 ISBN 978-4-7629-4205-1（原論文は2008年））
- ↑ ^{*a b c d e*} 館野和己「関と交通検察」館野和己・出田和久 編『日本古代の交通・流通・情報 1 制度と実態』（吉川弘文館、2016年） ISBN 978-4-642-01728-2
- ↑ 森哲也「瀬戸内の海上交通」館野和己・出田和久 編『日本古代の交通・流通・情報 1 制度と実態』（吉川弘文館、2016年） ISBN 978-4-642-01728-2
- ↑ 武部健一 2015, p. 93.
- ↑ 軍事より経済に主眼-中世伊勢の参宮道と関所
(<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/kenshi/asp/hakken2/detail.asp?record=318>)三重県生活・文化部文化振興室県史編さんグループ（三重県ホームページ）
- ↑ 武部健一 2015, p. 103.
- ↑ 金井（2000）、59・60頁
- ↑ 荒井（1973）、39・40頁。
- ↑ 荒井（1973）、39頁。
- ↑ 武部健一 2015, p. 111.
- ↑ 渡辺（1971）、17頁。
- ↑ 『徳川禁令考』前集2185号
- ↑ 『徳川禁令考』前集2166号
- ↑ 渡辺（1971）、18頁。
- ↑ 渡辺（1971）、21頁。
- ↑ 武部健一 2015, pp. 111–114.
- ↑ 武部健一 2015, pp. 114–115.
- ↑ 『御触書覚保集成』に拠る。（本間（1988）636-637頁）
- ↑ 本間（1988）、637頁
- ↑ 大島(1995)、216頁。

参考資料

- 荒井貢次郎「近世・碓氷関所除け・山越え科人と行政役人」『東洋法学』第17巻第1号、東洋大学、1973年、 37-94頁。
- 金井達夫「鉄砲証文-老中裏印証文及び留守居断状の存在と役割: 房川渡中田 (栗橋) 関所を事例として」『駒澤史学』第56巻、駒澤大学、2000年、 58-87頁。

- 武部健一『道路の日本史』中央公論新社〈中公新書〉、2015年5月25日。ISBN 978-4-12-102321-6。
- 本間清利「第5章 交通と流通」、『新編 埼玉県史 通史編 3 近世 I』、埼玉県、1988年、591-704頁。
- 渡辺和敏「近世関所の諸形態」『法政史学』第23巻、法政大学史学会、1971年、 17-26頁。

関連項目

- 日本の交通
- 通行手形
- 関立
- 荷留
- 通行税
- 料金所
- 国境検問所
- 入鉄炮出女
- 関取 - 「名乗っただけで関所を通ることができる」ことに由来している
- デルベント（関所）（トルコ語：Derbent、ペルシャ語で「関所」の意） - オスマン帝国のキャラバンの安全性を確保するための防衛施設であり、現在でもデルベントという地名が数多く残っている。

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=関所&oldid=73761712>」から取得

最終更新 2019年8月7日 (水) 09:12（日時は個人設定で未設定ならばUTC）。

テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。